

訪問看護重要事項説明書(医療保険)

様が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業所名称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会
代表者氏名	支部長 三嶋 理晃
本社所在地 (連絡先)	大阪府大阪府中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館内 電話 06-6763-0257 / FAX 06-6763-0250

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業者について

(1) 事業者の所在地等

事業所名称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会中津病院訪問看護ステーション 社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会中津病院訪問看護ステーション サテライト田川 社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会中津病院訪問看護ステーション サテライト大淀
事業者番号	2764190076
事業所所在地	大阪府大阪市北区芝田2丁目10番39号 大阪府大阪市淀川区田川北2丁目5番31号 大阪府大阪市北区大淀南2丁目2番51号
連絡先 管理者氏名	電話06-6105-1341 / FAX06-6372-0388 所長 石島 佳代子
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市北区・淀川区・福島区・西淀川区

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたった適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする
運営方針	利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持の回復を図る

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日～土曜日（日曜日、国民の祝日、12月31日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜日、国民の祝日、12月31日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時

3 管理者・従業者の勤務体制

	職務内容	勤務体制	人員数
管理者	1. 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2. 法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います	常勤	1

	す。 3. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。		
看護職員	1. 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2. 主治医の指示に基づく訪問看護計画を作成し、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3. 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4. 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5. 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6. 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し適切な指導を行います。 7. 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護サービスを提供します。	常勤 非常勤	
事務職員	1. 必要な事務を行う。	常勤	

4 提供するサービスの内容と料金及び利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
(1) 療養上の世話・診療の補助	① 症状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれ予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置
(2) 訪問看護計画書に基づく訪問看護	
(3) 訪問看護報告書の作成	

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

種 類	料 金	自己負担額
訪問看護基本療養費Ⅰ 週3日目まで(1日1回) 週4日目以降(1日1回) 悪性腫瘍の緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	5,550 円 6,550 円 12,850 円	●一般の方 ○社保 3割 ○国保 3割
訪問看護基本療養費Ⅱ 週3日目まで(1日1回) 週4日目以降(1日1回) 悪性腫瘍の緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	5,550 円 6,550 円 12,850 円	●後期高齢者 ○通常の方 訪問看護に要する費用の1割 ○一定以上の所得の方 訪問看護に要する費用の3割
難病等複数回訪問加算(2回目まで)	4,500 円	
難病等複数回訪問加算(3回目以降)	8,000 円	
訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500 円	●その他公費

緊急訪問看護加算（1日につき）イ月14日目まで ロ月15日以降	2,650 円 2,000 円	○利用料の助成制度がありますので、個別に対応します。
看護管理療養費（月の初回） （2日目以降）	10,030 円 3,000 円	
早朝・夜間加算（午前6～8時・午後6時～午後10時）	2,100 円	
深夜加算（午後10時～午前6時）	4,200 円	
退院時共同指導加算（1回又は2回）	8,000 円	
特別管理指導加算	2,000 円	
24時間対応体制加算（月1回）	6,800 円	
特別管理加算（月1回）	2,500 円	
特別管理加算（重）（月1回）	5,000 円	
訪問看護情報提供療養費1・2・3（月1回）	1,500 円	
退院支援指導加算	6,000 円	
退院支援指導加算（長時間・90分以上）	8,400 円	
乳幼児加算（1日につき）	1,500 円	
長時間訪問看護加算（週1回）	5,200 円	
複数名訪問加算（1回につき）	4,500 円	
在宅患者連携指導加算（月1回）	3,000 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回）	2,000 円	
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000 円	
看護・介護職員連携強化加算（月1回）	2,500 円	
訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）	50 円	
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ（月1回）	780 円	

＜別途利用料＞

利用料の種類	利用料金	
休日料金（日曜・祝日・年末年始）	2,000 円	（1回につき）
ご遺体のお世話（保険外）	22,000 円	（税込み）
通常の事業の実施地域以外で自動車を使用した 場合の交通費（1回につき）	事務所から片道5km未満	500 円
	事務所から片道5km以上 8km未満	1,000 円
	上記以外	実費

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の 費用請求	ア	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ	請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬までに利用者宛にお届けします。
②利用料、その他の 費用の支払い	ア	内容をご確認のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ※ 事業指定口座からの引落 ※ 事業指定口座への振込 ※ 現金払い
	イ	お支払いの確認後、領収書をお渡しします。再発行はできませんので必ず保管をお願いいたします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただきます。

6 虐待防止について

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止のため次の措置を講じます。

①虐待防止のための対策を検討する委員会(済生会中津病院「虐待防止委員会」)に委員として参加するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

②虐待防止のための指針の整備をします。

③虐待防止するための定期的な研修を実施します。
テレビ電話などオンラインでの研修参加ができるもの
年1回以上の研修実施

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
虐待防止に関する責任者及び担当者は事業所管理者とします。

⑤実施した研修について実施内容及び出席の記録と保管します。

⑥新任職員への研修は入職後2か月を目処に実施します。

(2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等、現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

7 身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束などを行ってはなりません。身体的拘束などを行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

8 業務継続計画の策定等

(1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成し従業者に周知します。

(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。

(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

9 衛生管理等

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための委員会を開催します。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。

(3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

(4) 看護職員などの清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努めます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者およびその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。 従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を利用しません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、家族の個人情報を利用しません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する事とし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成のために必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

1 1 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた際は、いつでも身分証を提示します。

1 2 心身状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 3 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施毎に、そのサービスの提供日、内容等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受ける事とします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施毎に、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求する事ができます。

1 4 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う訪問看護の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 5 ハラスメント対策について

事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

1 6 緊急時の対処方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

1 7 苦情処理について

(1) 苦情処理の手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

(2) 苦情処理体制及び、苦情相談窓口、苦情・相談の連絡先

【事業者の窓口】 社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部 大阪府済生会	所在地	〒560-0012 大阪府大阪市北区芝田2丁目10番39号
	電話	06-6105-1341
	受付時間	午前9時から午後5時まで 月曜日～土曜日

中津病院訪問看護ステーション	相談担当者	石島 佳代子
----------------	-------	--------

(3) 担当看護師の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当看護師の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談下さい。	相談担当者名	石島 佳代子
	電 話	06-6105-1341
	受付時間	午前9時から午後5時まで 月曜日～土曜日
	窓口の名称	中津病院訪問看護ステーション

※ 担当看護師の変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

18 訪問看護サービスの内容

(1) 計画書担当者

氏 名 _____ (連絡先: _____)

(2) 提供予定の訪問看護の内容

曜 日	訪 問 時 間 帯	サ ー ビ ス 内 容
月		
火		
水		
木		
金		
土		

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
-----------------	----------------------------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	大阪府大阪市中心区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館内
	法 人 名	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会
	代 表 者 名	支部長 三嶋 理晃
	事 業 所 名	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会中津病院訪問看護ステーション 社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会中津病院訪問看護ステーション サテライト田川 社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部大阪府済生会中津病院訪問看護ステーション サテライト大淀
	管 理 者 名	所 長 石島 佳代子 印
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印